○国土交通省告示第千六十七号

与那国空港の飛行場灯火について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年九月十五日　国土交通大臣　石井　啓一

一　設置者の氏名及び住所　沖縄県　沖縄県那覇市泉崎一丁目二番二号

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　与那国空港照明施設

三　航空灯火の位置及び所在地　与那国空港内　沖縄県八重山郡与那国町

四　変更した事項（変更前の事項については、平成十九年国土交通省告示第二百四号を参照）

四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表飛行場灯台の項光度の欄中「二十九万カンデラ」を「二万千カンデラ」に、「五万カンデラ」を「三千百カンデラ」に変更した。

五　変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日　平成二十八年十月十三日

○国土交通省告示第千六十八号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十二項の規定に基づき、航空交通管制区、航空交通管制圏等の指定に関する告示（昭和三十七年運輸省告示第百四十号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年九月十五日　国土交通大臣　石井　啓一

第一項C中「スネイル（N37°25′E142°16′）」を「N37°25′E142°16′の地点」に、「サーバン（N29°46′E131°53′）」を「N29°46′E131°53′の地点」に、「サーデック（N23°00′E23°58′）」を「サーデック（N23°00′E123°58′）」に改める。

附　則

この告示は、平成二十八年十一月十日から施行する。

○国土交通省告示第千六十九号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三十七条第二項の規定に基づき、航空路の指定に関する告示（昭和五十三年運輸省告示第百九十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年九月十五日　国土交通大臣　石井　啓一

別表A597の項中「N32°40′E136°08′の地点」を「N32°42′E136°07′の地点」に改める。

別表V6の項を次のように改める。

V6	次に掲げる地点を順次に結ぶ直線上の任意の点から7km以内の範囲にある全ての点を含む区域の直上空域 イ　N42°45′E144°08′の地点 ロ　帯広VOR ハ　千歳VOR

別表V71の項を次のように改める。

V71	1　次に掲げる地点を順次に結ぶ直線上の任意の点から7km以内の範囲にある全ての点を含む区域の直上空域 イ　N28°39′E130°25′の地点 ロ　N28°30′E130°09′の地点 ハ　永良部VORTAC 2　N28°39′E130°25′の地点から真方位330°17′及び150°17′の方向へのびる直線、N28°17′E129°51′の地点から真方位90°19′の方向へのびる直線、N28°17′E129°51′の地点とN28°06′E129°35′の地点とを結ぶ直線並びにN28°06′E129°35′の地点から真方位30°02′の方向へのびる直線によつて囲まれる区域の直上空域（1に係るものを除く。） 3　N28°39′E130°25′の地点から真方位330°17′及び150°17′の方向へのびる直線並びに永良部VORTACから真方位45°00′及び55°00′の方向へのびる直線によつて囲まれる区域の直上空域（1及び2に係るものを除く。）

附　則

この告示は、平成二十八年十一月十日から施行する。ただし、別表V6の項の改正規定は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第千七十号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百九条の規定に基づき、航空機の位置通報点に関する告示（昭和三十七年運輸省告示第三百九十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年九月十五日　国土交通大臣　石井　啓一

第一表中

アスター	N39°14′E142°32′
花巻VOR	N39°26′E141°08′

を

花巻VOR	N39°26′E141°08′
アスター	N39°14′E142°32′

に、

タポップ	N32°40′E136°08′
ラグマ	N32°30′E126°58′

を

ラグマ	N32°30′E126°58′
タポップ	N32°20′E136°16′

に改め、同表テンパの項中「N32°07′E135°18′」を「N31°43′E135°20′」に改め、同表中

サーバン	
ミモッヅ	

N29°46′E131°53′	
N29°35′E131°45′	

を

ミモッヅ	N29°35′E131°45′
サーバン	N29°34′E132°12′

に改める。

第二表中

アスター	N39°14′E142°32′
花巻VOR	N39°26′E141°08′

を

花巻VOR	N39°26′E141°08′
アスター	N39°14′E142°32′

に、

宮津VOR	N35°29′E135°08′
美保タカン	N35°32′E133°06′

を

美保タカン	N35°32′E133°06′
宮津VOR	N35°29′E135°08′

に改め、同表タポップの項中「N32°40′E136°08′」を「N32°20′E136°16′」に改め、同表テンパの項中「N32°07′E135°18′」を「N31°43′E135°20′」に改め、同表中

サーバン	N29°46′E131°
ミモッド	N29°35′E131°

53′	
45′	

を

ミモッヅ	N29°35′E131°45′
サーバン	N29°34′E132°12′

に、

アブラス	N24°21′E130°07′
石垣島VOR	N24°24′E124°14′

を

石垣島VOR	N24°24′E124°14′
アブラス	N24°21′E130°07′

に改める。

附　則

この告示は、平成二十八年十一月十日から施行する。